

(仮称) 青森沖洋上風力発電事業

## 環境影響評価方法書

2022年3月

津軽七里長浜洋上風力合同会社

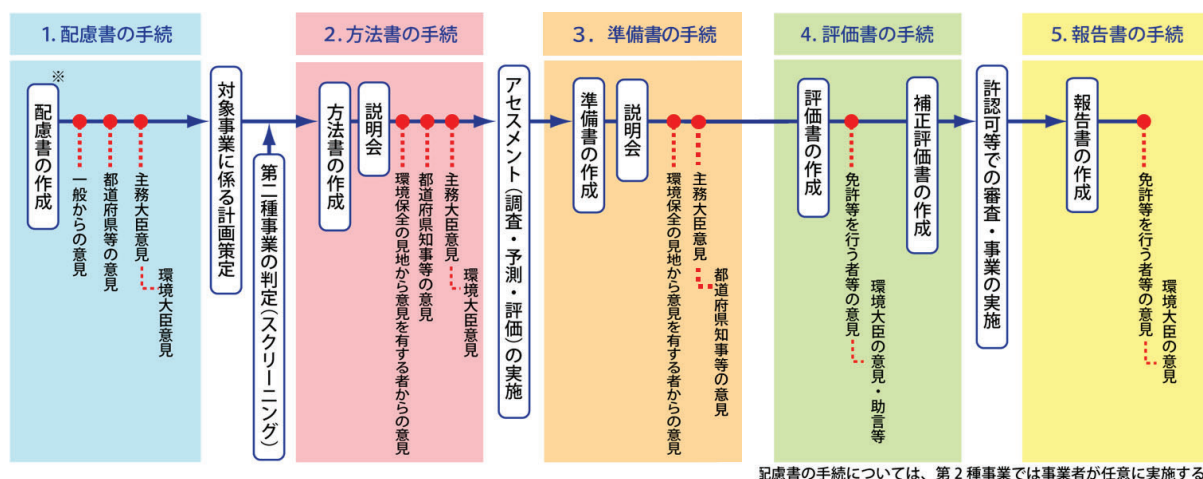
本書に掲載した地図は、電子地形図25,000（国土地理院）を加工して作成したものである。

本報告書で用いた波浪データは、国土交通省港湾局によって観測され、港湾空港技術研究所で処理されたものを活用した。

# まえがき

本方法書は、（仮称）青森沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」\*1、「発電所アセス省令」\*2、「電気事業法」\*3に基づき、所要の事項をとりまとめたものです。

環境影響評価は、下図に示すとおり「配慮書」、「方法書」、「準備書」の各図書に対して一般の方々や都道府県知事等から意見を頂き、その結果を以降の手続きに反映させる仕組みとなっています。



出典：環境アセスメントガイド（環境省HP）より抜粋抜粋の上、準備書の手続きに、発電所固有の手続きを加工した。

## 環境影響評価の手続きの流れ

\*1: 「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）

\*2: 「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）

\*3: 「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

(白紙のページ)

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....</b>	<b>1-1 (1)</b>
<b>第2章</b>	<b>第一種事業の目的及び内容.....</b>	<b>2-1 (3)</b>
2.1	第一種事業の目的.....	2-1 (3)
2.2	第一種事業の内容.....	2-2 (4)
2.2.1	第一種事業の名称.....	2-2 (4)
2.2.2	第一種事業により設置される発電所の原動力の種類.....	2-2 (4)
2.2.3	第一種事業により設置される発電所の出力.....	2-2 (4)
2.2.4	第一種事業の実施が想定される区域及びその面積.....	2-2 (4)
2.2.5	特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要.....	2-6 (8)
2.2.6	第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項.....	2-6 (8)
2.2.7	第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要.....	2-8 (10)
2.2.8	その他の事項.....	2-13 (15)
<b>第3章</b>	<b>対象事業実施区域及びその周囲の概況.....</b>	<b>3-1 (20)</b>
3.1	自然的状況.....	3-1 (20)
3.1.1	気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況.....	3-1 (20)
3.1.2	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況.....	3-19 (38)
3.1.3	土壌及び地盤の状況.....	3-40 (59)
3.1.4	地形及び地質の状況.....	3-42 (61)
3.1.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	3-53 (72)
3.1.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況.....	3-130 (149)
3.1.7	一般環境中の放射性物質の状況.....	3-138 (157)
3.2	社会的状況.....	3-139 (158)
3.2.1	人口及び産業の状況.....	3-139 (158)
3.2.2	土地利用の状況.....	3-147 (166)
3.2.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況.....	3-154 (173)
3.2.4	交通の状況.....	3-162 (181)
3.2.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況.....	3-173 (192)
3.2.6	下水道の整備状況.....	3-180 (199)
3.2.7	廃棄物の状況.....	3-180 (199)
3.2.8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容.....	3-182 (201)

<b>第4章</b>	<b>第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果.4-1 (242)</b>	
4.1	計画段階配慮事項の選定の結果.....	4-1 (242)
4.2	調査、予測及び評価の手法の選定.....	4-4 (245)
4.3	調査、予測及び評価の結果 .....	4-6 (247)
4.3.1	騒音 .....	4-6 (247)
4.3.2	地形及び地質 .....	4-10 (251)
4.3.3	風車の影 .....	4-13 (254)
4.3.4	動物.....	4-17 (258)
4.3.5	植物.....	4-28 (269)
4.3.6	景観.....	4-41 (282)
4.3.7	人と自然との触れ合いの活動の場 .....	4-50 (291)
4.4	総合的な評価 .....	4-54 (295)
<b>第5章</b>	<b>配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解.....5-1 (298)</b>	
5.1	配慮書に対する経済産業大臣の意見.....	5-1 (298)
5.2	経済産業大臣の意見に対する事業者の見解.....	5-6 (303)
<b>第6章</b>	<b>対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....6-1 (306)</b>	
6.1	環境影響評価項目 .....	6-1 (306)
6.1.1	環境影響評価に係る特性 .....	6-1 (306)
6.1.2	環境影響評価項目の選定 .....	6-4 (309)
6.2	調査、予測及び評価の手法 .....	6-7 (312)
6.2.1	専門家からの意見の概要 .....	6-7 (312)
6.2.2	調査、予測及び評価の手法の概要 .....	6-11 (316)
6.2.3	騒音（騒音） .....	6-11 (316)
6.2.4	騒音（超低周波音） .....	6-14 (319)
6.2.5	水質（水の濁り） .....	6-19 (324)
6.2.6	その他（流向・流速） .....	6-23 (328)
6.2.7	地形及び地質（重要な地形及び地質） .....	6-27 (332)
6.2.8	その他（風車の影） .....	6-30 (335)
6.2.9	動物（重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）） .....	6-34 (339)
6.2.10	動物（重要な種及び注目すべき生息地（海域に生育する動物）） .....	6-43 (348)
6.2.11	植物（重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）） .....	6-58 (363)
6.2.12	植物（重要な種及び重要な群落（海域に生育する植物）） .....	6-62 (367)
6.2.13	景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観） .....	6-68 (373)
6.2.14	人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場） ..	6-74 (379)
6.2.15	廃棄物等（産業廃棄物） .....	6-78 (383)

<b>第7章</b>	<b>その他環境省令で定める事項.....</b>	<b>7-1 (384)</b>
7.1	計画段階環境配慮書に対する関係地方公共団体の長及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解 .....	7-1 (384)
7.1.1	計画段階環境配慮書に対する青森県知事等の意見.....	7-1 (384)
7.1.2	青森県知事の意見に対する事業者の見解.....	7-4 (387)
7.1.3	配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解.....	7-5 (388)
7.2	発電設備の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 .....	7-11 (394)
7.2.1	配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮書事項の検討結果.....	7-11 (394)
7.2.2	方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯.....	7-20 (403)
<b>第8章</b>	<b>環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地.....</b>	<b>8-1 (405)</b>

## 資料編

1.	陸上生物 .....	資料編 - 1
1)	収集資料 .....	資料編 - 1
2)	確認種 .....	資料編 - 2
2.	植物の生育状況 .....	資料編 - 28
1)	収集資料 .....	資料編 - 28
2)	確認種 .....	資料編 - 28
3.	海域生物 .....	資料編 - 35
1)	収集資料 .....	資料編 - 35
2)	確認種 .....	資料編 - 35

(白紙のページ)